

## 平成 21 年 4 月 20 日防災警察常任委員会

益田委員

私は、警察に、今日は1問だけお伺いしたいと思います。

中身がいわゆる警察の人事にかかわることなので、人事、正に人ごとでございますので慎重に聞かなきゃならないなどは思っておりますが、実は、つい先日まで、あそこの書記席に座った警察本部の書記が春の異動でいなくなりました。その後に出会いましたら、相模原警察署の生活安全課長ということでした。私は、それを見た瞬間、何で警視になっていて課長なのと思いました。ちょっと聞いてみましたら警視課長制というんですか、こういったようなものを試験的に県警は導入しているんですというようなことが分かってきたわけですが。僕は、警察の役職というのは、それでなくても県民には分かりにくいわけよ。わざと分かりにくくしているというのがあるのかもしれませんが、だから、なじみがないというのもあるわけで、この役職というのは、実は県民に対しても分かりやすくするというのは非常に重要な要素だと私は思っております。

私の地元の和歌山署でもちょっと聞いたら、警視という方は副所長さんとか次長さんとかと呼ばれているんだよね。大体、このクラスですよ。それで、相模原署にも、だから、僕聞いたわけ。そうしたら、相模原署は副所長はそのままだけれども、次長ポストは課長なのでしょ。いわゆる、例えば和歌山署クラスの次長さんが課長と呼ばれて、警部が課長代理と呼ばれている。要するに署によって呼び方が違うという問題が一つあると思います。呼び方が違うことは、県民にとって余り関係ないと言えば関係ないんだけど、実は、私はここに二つの問題が潜んでいると思っております。

一つは、御本人の、いわゆるやる気といいたいまいしょうか、モチベーションといいたいまいしょうか、こういった問題が一つ起こり、いわゆる役職が下がるという言い方は変ですが、他に比べて下だということ。特にまた警部さんが、今まで課長だった人が一方で課長代理と呼ばれる、こういうことが起こるわけで、そこにおけるモチベーションの問題というのが、僕は生ずるんじゃないかというのが一つの心配事と、もう一つは、対外的な問題ですね。私だって、先ほど言いましたように名刺をもらいますよね。日本は名刺社会と言われていきますから、名刺でその方の立場というものを理解しながらお互いに連携をとっていくという、こういうことになるわけですが、対外的にやっぱり警視の方が次長さんでお見えになった時と、警視と書いてありませんから、単なる課長さんで見えたときとは、やっぱり違うんじゃないかと思えます。何が違うかと、いわゆる市町村で出る会合等が若干違ってくるわけです。要するに、市町村の出てくる人たちは役職に合わせて出ていっているわけですから、本来、もうちょっと責任ある発言ができるべきものがないなんていうことが起きているのではないのかなというふうに思いました。

僕はその2点が非常に心配です。

実は、連絡官制度がそうだったんです。連絡官制度というのは、この中でよく知っている方はいらっしゃると思いますが。昔、連絡官は書記だったんですね。意外にも書記だった。今は、補佐の方が書記をやっているらしい。これは、私、申し上げたんですが、ほかの部局の書記の人たちに言わせると、連絡官って警視ですよ。その人が書記で来ると非常に重くて、重くという意味は分かりますか。重くてやりにくいというのです。県の側として、行政の側として。それで、書記というのは補佐の方の方がいいんじゃないかということがあって、私はその意見を言って、いつのころか忘れちゃったけれども、補佐が書記になった。こういうことって実は重要なんです。どなたと連携とるのかとか、どなたとその打合せをしていくのかというのは非常に重要なことなんです。

特に、今度は相模原の話に特定しますと、相模原は、たしか四つ署がありますよね。今

度、津久井が入ってくると署が四つある。それで、お話を聞いていくと相模原署だけが警視さんが課長で、南署だとか北とか津久井はそうではなくて、警部さんが課長、こうなってるわけです。同じ一つの市の中で署によって全然違うということが、もちろんこれは警視制度の、ある程度何か実験しているという話がありましたけれども、それは自分たちの単なるマスターベーションに近いような話じゃないかというように僕は思っております、行政側も実はだれが対応すればいいのかということをお悩みにしておりますよ。そういうことを最初に申し上げておきたいと思っております。

そこで、まず警視課長制度を試験的に導入しましたよという話でございますが、その背景と目的と導入の時期について教えてください。

警務課企画室長

県警察では、業務の見直し等々含めまして、様々な合理化について取り組んでおりますが、御質問の警視課長制についてもその一環でございます。これは、5警察署に部門の責任者として警視を配置しておりますが、これまでの担当次長から警視ということで職名を変更して、試験的に実施しているものです。その趣旨は、部門の責任者である警視の機能の更なる活性化にあります。具体的には、職名を担当次長から課長等に変更することによりまして、人事管理や業務管理、これらについてより明確に直接的に機能させまして、それによって警察署の総合力をより高めていこうということで、できるかどうかということで検証を行っているという実態です。

昨年春から一部の大規模警察署に導入されました。この秋までに導入するかどうか結論を出すことといたしております。

益田委員

その警視課長制というのでしょうか、これを導入している署というのは、神奈川県では幾つあるのですか。どこどこなの。

警務課企画室長

伊勢佐木警察署、川崎警察署、横須賀警察署、小田原警察署、それと相模原警察署の5警察署でございます。

益田委員

今の説明を聞くと大体分かるのですが、一応、念のために聞きますが、相模原署のように警視課長制を導入している警察署が、今現在あります。先ほど、僕が言ったとおり相模原は四つの警察署がある。要するに1つの市、または区で、今、導入したという5箇所おっしゃいましたが、複数警察署があるというところはありますか。

警務課企画室長

小田原警察署を除きまして、伊勢佐木警察署、これは中区を管轄し、加賀町警察署、山手警察署、横浜水上警察署、3署でございます。川崎警察署、これは川崎市川崎区に、川崎臨港署がございます。横須賀警察署、ほかに田浦署と浦賀署がございます。相模原署につきましては、相模原南、相模原北、津久井署がございます。

益田委員

そういうことですね。隣の署と違うということは、それぞれの行政との打合せをしたときなんか非常に分かりにくいのではないかとこのように私は思っております。

ちょっと全然、話が変わって申し訳ない。いわゆる給料は、各署におけるラインの役職

でやっているのか、警視だとか警視正という階級でやっているのか、その辺は、どうなんですか。

警務課企画室長

基本的には地方警察官の警視以下の給与に関しては、基本給等が設定されておりまして、時間外がございます。

益田委員

要するに、課長補佐から課長になると給料が上がるとかということなんですか、それとも、警部だったら警部で給料が決まっています、こういう、いわゆるそっちの方の役職で決まる、どちらなのかということを知りたい。

警務課企画室長

基本的には、階級で決まります。

益田委員

階級ということは、今言った出先の役職ではございませんよ。課長だとか課長代理だとか係長だとかではないですよ、こういうことでいいですね。

警務課企画室長

そのとおりでございます。

益田委員

ということは、やっぱりこれはその給料とは関係なく、その方の使命感とか、いわゆるモチベーションの問題が非常に重要だなというように思いました。さっきから、僕の申し上げているとおり、いわゆる警視課長制度というのは警察の内部だとか、そういうことについてはそれはそれでいいですよ、皆さんそれぞれが分かってやることだから。だけれどもいわゆる僕が今言っている外部との連携の中での問題点、こういったことについて、例えば、今の相模原のような、小田原署を除いたほかのところは全部、別の署があるわけですから、その問題点をしっかり把握する必要があると思いますので、例えば、外部の防犯協会だとか、それから交通安全協会だとか、少年補導員だとかという、いわゆる外郭の人々、または団体、こういったところの意見を、今、試験中だというんで聞いた方がいいんじゃないかと思いますが、この辺はどうですか。

警務課企画室長

民間企業の方や、日ごろから警察署との連携をさせていただいている行政の方には、意見を聞いてございます。先ほど御説明申し上げました外郭団体の方、今後、意見を賜りたいというふうに考えております。

御意見の多くは、職名は人の信用性を表すとのことでした。また、階級と職名が警察署の中で相違したり、同じ警察署で相違すると、行政側もやりづらいということでした。職名でモチベーションが変わる、モチベーションが下がるような職名を付けたくないということございまして、委員とほぼ同じような意見がございました。

益田委員

僕はやっぱり問題点の方が多いと思いますよ。いわゆる光と影の、影の部分で、警察官というのはやっぱり僕らが頼りにしているのは、やる気だとか、モチベーションの問題が

非常に大きいわけでございますから、そちら側の部分が大きいと非常に困るわけでございまして、今までやってきてこういう効果があったという部分はあるのですか。一応、念のために聞いておきます。

#### 警務課企画室長

これまで2回ほど関係者等々に意見を聞きまして、メリット・デメリット等を検証いたしました。効果につきましては、警視課長が責任がより明確になりまして、指揮監督業務の取組が更に強力に発揮されるということが効果として認められております。一方、問題点としては、警視課長制は現象面の業務に忙殺されます。したがって、人事、管理業務面で目が行き届かなくなるという可能性があるということでした。もう一つは、警部課長代理につきましては、これは指揮命令の展開や責任にあいまいさが残りまして、警部課長代理自身、つまり若手の幹部の育成に支障があるというのが浮き彫りになりました。

#### 益田委員

どちらに転んでも、そんなに大きな効果があって、このことによって、一挙に年頭に掲げる目標を目指して更に団結が固まったというふうには僕は思えないんですね。だから、この点はやっぱり特に、何回も同じ言葉を使いますが、警察官のモチベーションを頼りにしている県民から見たら、やっぱりちょっと考えた方がいいんじゃないのと、こう私は思いますが、いかがでございましょうか。

#### 警務課企画室長

警察署の規模によりまして、階級が同じでも職務が違う、職名が同じでも階級が違う、同一警察署の中でも同じような現象が起こるということでは、一般の方には分かりづらいということも認識をしております。また一方で、部内的には次長から課長になる、課長から課長代理になるということで、職名を変えることによってモチベーションが下がるということは、組織運営上マイナスであろうということでも承知しております。したがって、一般の方にも具体的に分かりやすく、職員のモチベーションも十分に勘案しながら、部内外の様々な側面を慎重に検討を加えて、警察署の総合力をより高いレベルで発揮できるように知恵を絞ってまいりたいというふうに考えております。

#### 益田委員

おっしゃることは分かりますよ。警察の総合力という、言葉としては分かるんだけど、総合力と言っても一人一人の人間がいてはじめて総合力というのは発揮されるんで、僕の表現で大変申し訳ありませんが、一人一人の警察官を大事にするような、そういう組織についてのアイデアを考えた方がいいと思いますよ、あくまでも私の意見ですよ、これは。

もう一つは、県民に分かりにくいんだよ。分かりにくくて、最初に言ったから、いいんだけど、もうちょっと同じ町の中であって、こっちは警視が次長とか、こっちは警部さんがというぐちゃぐちゃの状況というのは、僕は絶対やめた方がいいと思っているわけでございますので、今は試験的に導入していて、はい、分かりました、委員会で益田が言ったから、では考え方を変えますよというわけにいかんのでしょうか、この制度は、継続させて頑張っていくつもりなのでございましょうか。

#### 警務課企画室長

これまでの検証結果、委員の御意見も参考にさせていただきながら、今後、更に検証、検討を重ねて、本年秋までに、本実施の可否につきまして慎重に判断したいと考えており

ます。

益田委員

最後に要望だけ言って終わりますが、いずれにいたしましても、一般の県民に分かりやすいようにということ、それからもう一つは、県内の警察がすべて同じ役職で我々が分かるように、そういうことで統一してもらうことが良いのではないかというふうに私は思っております。したがって、そのことを御要望申し上げて、私の質問は終わります。